

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 5 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 25 年 11 月 8 日（金） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4階 特別会議室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：岡委員、小野委員、木下委員 多田委員、福山委員、山下委員
欠 席 者	鶴島委員、恩地委員
案 件 名	議案 1. 審議会の会長及び副会長の選出について 議案 2. 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 議案 3. 枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例(素案) の策定について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第 1 号 審議会委員名簿 議案第 2 号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 枚方市都市景観基本計画【改訂版】 枚方市都市景観基本計画【改訂版】(案)に係る e-アンケートの 結果について 議案第 3 号 枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例 (素案)の策定について 枚方市景観計画(素案) 枚方市景観計画等の策定について 参考資料 平成 25 年度第 4 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	1. 会長、副会長の決定（会長：吉川委員、副会長：下村委員） 2. 枚方市都市景観基本計画改訂案について確定し、市長に答申 3. 枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例(素案)につ いては、修正確認の上 12 月にパブリックコメントを実施する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局： 定刻になりましたので、ただ今より平成25年度第5回枚方市都市景観審議会を開会いたします。

本日は委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

まずはじめに、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は10名でございますが、本日は、8名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。

したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、鶴島委員と恩地委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。

また、本日の会議録の署名人は、小野委員と木下委員にお願いいたします。

それでは、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、池水都市整備部長より、ご挨拶を申し上げます。

事 務 局： 開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日頃より本市行政にご支援、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、このたびは、委員の再任についてご快諾いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市では、市の花「菊」を広く内外に発信するため、枚方市駅周辺で「ひらかた菊花展」や「市民菊人形展」、「枚方宿街道菊花祭」などの「ひらかた菊フェスティバル」を11月11日まで開催しています。

市役所周辺でも、菊人形のほか、大菊や懸崖菊など1300鉢以上が展示されておりますので、お帰りの際には是非ご覧頂けたらと思います。

本審議会も今年度5回目となり、本日は、前回取りまとめでいただきました「枚方市都市景観基本計画改訂(案)」と「枚方市景観計画」及び「景観条例」の素案の概要についてご審議をお願いしたいと存じます。

特に「都市景観基本計画改訂(案)」につきましては、本日答申を頂きたいと考えております。

また、景観計画(素案)につきましても、12月に市民のご意見をお聴きするため「パブリックコメント」の実施を予定しておりますので、中間答申として内容をご承認いただきたいと考えております。

それぞれの案件につきましては、後程、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

事務局： 次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の資料につきましては、

- ・議事次第
- ・議案第1号資料として、
審議会委員名簿
- ・議案第2号資料として、
枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について
枚方市都市景観基本計画【改訂版】
枚方市都市景観基本計画【改訂版】(案)に係るe-アンケートの結果について
- ・議案第3号資料として、
枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例(素案)の策定について
枚方市景観計画(素案)
景観形成区域図
枚方市景観計画等の策定について
- ・参考資料として、
平成25年度第4回枚方市都市景観審議会会議録
となっております。過不足等ございませんでしょうか。

(資料を確認)

事務局： よろしいでしょうか。資料につきましては、以上でございます。

2 審 議

事務局： それでは、議案第1号の「審議会の会長及び副会長の選出について」事務局より説明いたします。

議案第1号をご覧ください。

枚方市附属機関条例に基づく審議会とし、次のページに委員名簿をつけております。これまでと同様に、10名の各界各層の委員の皆様引き続きお願いすることとなりました。快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、枚方市都市景観審議会の会長、副会長の選出についてお諮りをいたします。

条例第4条第2項に「会長及び副会長は委員の互選によって定める」とございますので、本日の議案としております。

事務局としましては、景観計画等の策定について、審議期間中であることを踏まえまして、引き続き吉川委員に会長、下村委員に副会長をお願い

したいと考えております。皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局： ご承認いただきましたので、吉川会長と下村副会長は、お席の移動をお願いいたします。それでは、吉川会長と下村副会長よりご挨拶をお願いいたします。

吉川会長： 課長からご紹介いただき、また、皆様もよくご存じのように景観計画等審議中でございます。今日は基本計画の答申ということで、その次に景観計画の素案とパブリックコメント、その後、景観計画を定めることと、景観条例の策定と2つ議案が続いてまいります。とにもかくにも、3月いっぱいまでには全て終わっておかないと、4月頭からの中核市移行というところで、齟齬をきたすこととなります。皆様にも4月になりましたら、改めて景観条例に基づく審議会メンバーということで、いろいろとまたご苦労かけることになると思いますが、ひとつお願いしたいと思います。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

下村副会長： ご指名ですので、お引き受けさせていただきたいと思います。会長を補佐しまして、本市景観行政に微力ではございますが、お手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、この後の議案の進行につきましては、吉川会長をお願いいたします。

吉川会長： それでは、本日の残りの2議案につきまして審議会を進めてまいりたいと思います。基本計画の改訂案と景観計画(素案)あるいは景観条例の素案ということでございます。

まず、はじめに「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

吉川会長： 「異議なし」とのことでございますので、本日の審議会は公開とします。本日、傍聴人はおられますか。

事務局： はい、傍聴を希望されている方がおられましたが、傍聴要領に基づいてご入室いただくということをご説明しましたところ、納得していただけな

いということで、今もご説明しておりましたが定刻が過ぎてしまいましたので、結果的に傍聴されていないということになりました。

吉川会長： それでは、傍聴人がおられないということで、審議を進めてまいりたいと思います。

では、審議案件第2号「枚方市都市景観基本計画改訂(案)の策定について」事務局より説明をお願いいたします。

なお、本案件につきましては、前回の第4回審議会において、e-アンケートで寄せられた市民のご意見に対する回答と改訂(案)への反映の有無について審議し、改訂(案)への反映は行わないこととなりましたが、ご意見に対する回答については、再度事務局で整理していただきましたので、その内容について確認していきたいと思います。

事務局： それでは、資料1をご覧ください。「e-アンケートの結果について」でございます。

それでは、e-アンケートへの回答の主な点を説明いたします。表の左に、意見の内容、表の右に、審議会及び市の考え方を記しております。また、都市景観基本計画から、説明文の引用をしているページの表記やプロジェクトなどの説明のため、リンクを張るように工夫をいたしました。

まず、1人目の全体へのご意見には、「第3章 景観づくりの目標と方針」から「第4章 地域への展開」において、地域特性にあった景観誘導や景観整備を図るなど、具体的な記述に努め、関連構想など、具体的な施策を掲げており、今後も、「魅力的なまちづくり」をめざし、継続した取り組みをするとしました。また、第1章へのご意見には、第2章から第4章までの記述の展開を説明しています。そして、施策目標のひとつの「歴史文化遺産を保存し、活用する」を掲げ、例示的に、枚方宿地区における歴史的な景観を保全する事業として「街なみ環境整備事業」を説明し、基本計画に基づき施策の具体化を図るとしています。

2人目の全体へのご意見には、「魅力的なまちづくり」に向け「基本的な方向を景観という面から示して」いること、そして、第2章から第4章の中で、景観形成の方針を示していることを説明しました。枚方市駅周辺に関しては、本計画において、景観の面から第4章で、「文化・情報があふれ活力ある都市空間を創造」、「文化交流活動の拠点となる施設の充実」を図るとしていることなど、また、関連構想として、枚方市駅周辺再整備ビジョンを説明し、リンクを貼り、そちらからご覧いただけるようにしています。また、「枚方パークは、「景観のランドマーク」などと位置づけ、地域特性を活かした景観形成をめざす」としています。

第4章へのご意見には、本計画にも記載しています、里山保全基本計画

や氷室地域まちづくり構想、農政課が取り組んでいますレンゲ、コスモス、ひまわりなどの景観形成推進事業を説明しています。また、今後定める予定の景観計画において、地域特性を活かした位置づけをする旨をお示ししています。

第5章へのご意見には、「良好な景観形成のためには、景観担当部だけでなく市の組織全体が、それぞれの担当業務の中で良好な景観の形成を図ることが重要。景観行政団体として、本計画に定めるように「道路・公園など市内各組織との連携を密に」するとともに、良好な景観形成をめざし、（法に基づく景観計画、条例の制定を念頭に）制度の整備やそれを活用した啓発、指導に取り組むことを示します。

3人目のご意見には、本計画において、枚方宿地区などの「歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす」とし、第5章では市民・事業者・行政が互いに連携しながら一体的に取り組むとしています。

これまでの具体的な取り組みとして、枚方宿地区街なみ環境整備事業に加え、地域住民や事業者、枚方宿地区をサポートする人々が大きな力を発揮し、毎月実施されている五六市の取り組みなどとの相乗効果により効果が上がっているとしています。

ご提案の内容は、必ずしも景観施策に直結するものではないため、それぞれ担当部署に伝えることとしました。なお、今後も、豊かな自然や歴史を守り、活かし、景観形成に取り組むとしています。

4人目のご意見には、本計画では、天野川沿岸を「今後景観形成を行うべき景観のフレーム」（13頁）として位置づけていること、「市民が身近に水に親しみ自然とふれあうことのできる空間として活用」することを景観形成の方向として示すなどの記述を示しています。また、景観計画の策定にあたり、天野川の特徴を活かし積極的に景観形成に取り組むよう区域の指定に向け検討する旨を示しています。なお、景観施策以外のご提案の内容につきましては、担当部署に伝えるとともに、景観の観点からは、豊かな自然を守り、それぞれの特性を活かした景観形成に取り組むことで、結果として観光資源としての活用が広がるとの考えをお示ししています。

以上、e-アンケートへの回答案の説明とします。

吉川会長： ありがとうございます。それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、最終の確認をしていきたいと思えます。皆様からご意見ご質問等ございますでしょうか。

前の審議会で議論があったと思いますが、市民の方のご意見はこのまま記載するというので、以前概要ということでやっていたんですが、全部内容と統一するということになりました。第4回で議論させていただき、その方向で修正し、委員の皆様にも一度お配りした上で私の方でも最終確認

させていただきますので、これにつきましてはご意見はないと考えさせていただきます。

それでは、e-アンケートとそれの基になります都市景観基本計画改訂(案)については、案どおりの内容で、本日の審議会終了後、市長に答申することといたします。

審議会で作成し、今、お配りしているものが答申書の鏡となります。参考までにご覧下さい。

事務局：（各委員に答申書を配布）

吉川会長： 次に審議案件第3号「枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の策定について」事務局より説明をお願いします。

なお、本案件につきましては策定にあたり、景観法第9条において「景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」こととなっておりますので、12月にパブリックコメントの実施を予定しております。

景観基本計画のe-アンケートは審議会が市民のご意見を聴くというスタンスでございましたが、今度は景観法に定めのある法定の処置になります。従いまして、今回は行政がパブリックコメントを実施するにあたり、審議会としては中間答申という形で(素案)の内容について承認していく必要がありますのでよろしくお願いします。

なお、最終の答申は、パブリックコメントによる市民の意見聴取や、都市計画審議会の意見聴取を踏まえた後の、2月中頃となります。

事務局： それでは、資料2をご覧ください。「景観計画(素案)」でございます。

P2をお開きください。(2)区域の区分で、一般区域、景観形成区域、景観重点区域の記述わけについてはそのままとしながら、一般区域、景観形成区域について、下の図の凡例に、河川、道路、東部の記述を加え、より分かりやすくなるように工夫いたしました。

P11をご覧ください。枚方宿地区の表の3ですが、開発行為について、本市で許可の必要となる500㎡以上のものを対象とするよう数値を明示しました。

P16をご覧ください。建築物の外観について、歴史的環境整備ゾーン及び、生活環境整備ゾーンの意匠等の欄ですが、伝統的様式の括弧内の表現で、「格子戸」を「出格子」との表現に改めました。

P22をご覧ください。第6章 公共施設等の景観形成の方針ですが、この2行目以降に、景観重要公共施設の記述を加え、前回示した資料の第7章を削除するものです。

また、本日、景観形成区域図（案）を別綴じでお示ししております。
市域を 36 枚に区切り、3 色でお示ししています。現在ご覧いただいているのは、A 4 版ですが、原本は A 3 版の大きさで、縮尺 6000 分の 1 の地図でございます。

次に資料 3 をご覧ください。

これは、枚方市景観計画等の策定についての表題で、枚方市景観計画（素案）、景観条例（素案）の概要について記載をしております。

P 2 は、景観計画の概要となっております、本編は、資料 2 となります。P 3 以降は、景観条例素案の概要でございます。こちらにつきましても、前回お示しをいたしました骨子から、変更された点や詳細を定めた点に絞って、ご説明いたします。

まず、P 3 をご覧ください。条例の目的、市・事業者・市民の責務、それぞれ主旨は特に変更ありません。

次に P 4、(3)「都市景観基本計画」の策定と(4)「景観計画」の策定等について、良好な景観の形成を総合的かつ持続的に推進するための「都市景観基本計画」の策定を義務付けるとともに、法に基づく「景観計画」の推進のために「景観計画区域」内に、それぞれ区域の特性を活かし、「景観重点区域」「景観形成区域」を指定します。

また、計画の策定に当たっては、市民及び事業者等のご意見を聴く機会を設けるとします。景観計画の変更等の提案を行うことができる団体は、法規定に加えて、積極的に地域の良好な景観形成を推進する団体を含むことができることとします。

P 5 から P 6 は、行為の届出ですが、資料 2 の景観計画の記載と重複しますので割愛します。

P 7 は、指導等を定めていますが、下のイメージ図をご覧ください。

変更点は、届出予定者が求める事前協議に関して、必要に応じて景観アドバイザーの助言や景観審議会の意見を聴くこととしました。また、公表に当たっても、審議会の意見を聴くこととします。さらに、審議会のご意見を聴く場合分けとして、点線と実線で区別をしております、点線が「できる」規定で、実線が「ネバならない」規定とします。

P 8 は、(8)届出対象行為以外の行為の景観計画への適合を努力義務としました。

P 9 と P 10 の(10)から(12)までの歴史的景観保全地区、歴史的景観建造物に関しては、これまで要綱に基づき、「歴史的景観保全地区」として枚方宿地区を指定し、歴史的建築物等と一体をなしている景観の保全及び整備を図ってきました。また、景観上貴重な建築物等を指定し、保全及び支援に努めてきました。こうした要綱に基づき行ってきた施策を継続的に取り組むように規定等を定めます。

次に、P11の(14)景観づくり協定ですが、前回の会議資料では景観形成協定となっていました。その名称を改め、住民主体の景観まちづくりを促進するため、法に規定する「景観協定」より、ゆるやかな合意形成により締結が可能となる「景観づくり協定」制度を設け、その手続きについて定めます。

(15)景観推進準備会、(16)景観形成を推進する団体への支援については、P12に一定の地域における景観づくりのイメージ図を示しております。ご覧ください。景観推進準備会が、市長の認定を受けることで、協定締結に向けた様々な支援を受けることができることとします。また、景観協定の認可、若しくは景観づくり協定の認定を受けた団体が、継続的に良好な景観形成に向けた活動を行おうとすることへの支援を定めるものです。このことにより、良好な景観形成に向けた自主的な取り組みを促すものです。

次に、P13の(18)景観アドバイザーの設置については、景観に関する施策を推進するため、事業者等に対して専門的知識及び経験を活かしたアドバイスをすることで、景観計画で定められた良好な景観の形成のための基準から、より地域や物件に応じた優れた景観形成を図ることをめざす制度です。

(19)景観審議会は、景観に関する施策の推進に向け、幅広い分野から意見を聴くため、市長の附属機関として「景観審議会」を設置することを記載しております。

P14には、景観審議会の構成及び委員の要件等について定めます。内容は13人以内として、現行より3名追加を考えております。これまでにご意見をいただいております内容を反映しまして、法律、色彩の学識経験者、屋外広告物関連団体からそれぞれ1名と考えております。

また、審議会の任務や権限、委嘱などについても、意見を聴かなければならない事項と、意見を聴くことができる事項をそれぞれ定めます。

また、勧告、公表、変更命令など法律に基づく処分等については、法律または、景観に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員で構成される部会への権限委任を定めます。

P15にはその他として、これまで都市景観形成委員会あるいは景観審議会でご議論及び指定等していただきました施策についての成果を、この条例にも反映していきたいということで、経過措置など必要な内容を定めることとします。

以上、景観条例(素案)の概要の説明といたします。よろしくご審議お願いいたします。

吉川会長： それでは、ただいま事務局より説明のありました内容について、ご質問

やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思ひます。まずは、資料2の景観計画(素案)についてご審議いただきたいと思ひます。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

区域図ですが、白抜きになっているところは、景観計画(素案)のP2の一般区域ということでしょうか。全市は景観計画区域に入っているということによろしいのですね。

事務局： はい。白抜きは景観計画(素案)の図でいう黄色の部分です。枚方市全域が景観計画区域になります。

吉川会長： 景観計画について、ご意見はございませんでしょうか。

山下委員： P1の下の方に「平成25年〇月に…改訂」とありますが、スケジュールでいけば12月ですよ。今の予定でいけば、ここに12という数字が入るという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 今日、答申をいただきまして、庁内的な手続きをこれからやっていきます。今はおおむね、そのような日程になるかと思ひます。

吉川会長： 他にご意見ご質問はございませんでしょうか。

山下委員： 平成25年12月に基本計画を改訂し、平成26年の4月からは「中核市移行にあわせ「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定め」とあるのですけれども、この審議会において審議を進めて改訂した枚方市都市景観基本計画と、この枚方市景観計画との関連ということについては何も触れなくてよろしいものなのでしょうか。

事務局： これまで審議会では、基本計画と景観計画の関連はご説明してきております。本日は、資料3のパブリックコメントの資料の中で、今いただきましたご意見については、補強していきたいというふうにご考慮しております。

基本的に、法に基づくものとして一番分かりやすい事例としては、景観法という法律の適用区域は、景観法の中では景観計画で定めなければならないと書いてございますので、本市の景観計画を策定するうえで適用区域を枚方市全域と定めているわけでございますが、そういった法から記述をなさいと書かれている内容を景観計画に記載をします。基本計画につきましては、法制定以前から本市として取り組んできた、本市全体の骨格となるような景観に関する計画という形で、それにのっかって景観計画との整合性を持たせて定めていくということとなりますので、そのあたりの記

述を資料3のP2一番上のところに若干書いてございますので、それらをもう少し補強するような形で修正できればと思います。

吉川会長： 資料3の頭のページのところでもいいのではないのでしょうか。要するに、今回は景観基本計画を改訂したわけです。それに基づいて、今までは以前作った基本計画を基に実効性を高めるために要綱を定めて、要綱を基に景観形成を図ってきたわけですが、今度はそこに景観法という法律のバックグラウンドを基に景観計画を立てて、景観条例を制定するということになり、その実効性と具体性を持たせるために基本計画から景観計画と景観条例を策定するという主旨を、この辺の文章を少し変えて表現したらいいんじゃないかと思いますが。

福山委員： P2なんです、この地図ありますよね。天野川と穂谷川はありますが、船橋川がありません。

事務局： 船橋川につきましては、景観のフレームという位置づけでなく、区域内の河川という形にして、景観形成区域として定めるのは淀川と天野川と穂谷川にするということ、前回までにお示しをしてお議論いただいております。

吉川会長： 特に河川景観として取り上げているわけではないということです。

それでは、景観計画の素案については、一応ご了承いただいたということとします。今、ご指摘のあった基本計画と景観計画の関連のことについては、事務局の方で修正をしていただきます。これから条例化をしていく中で、先ほども資料3で説明があったと思いますが、用語とか文言が分かりにくかったり、ばらついたりしております。そういうところについては、事務局の方からもう一度修正を図っていきたいということをお聞きしておりますし、今回も景観形成協定が、景観づくり協定というふうに変わり、微妙にニュアンスが異なってくるという話もありますので、今日ご指摘いただいたことについて、また、プラスαで趣旨は変わらないけれど用語が変わるという部分もありますので、それは私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

はい。ありがとうございます。

それでは景観計画の素案に関しては、若干事務局で修正を加えていただいて、私が最終確認した上で、再度皆様に配布させていただいて、そこで

のご意見をもとに、最終的に中間答申という形でパブリックコメントにかけるということにさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き資料3「景観計画(素案)及び景観条例(素案)の策定について」、これは専ら条例の方がメインになりますが、条例について、ご意見、ご質問を受け賜りたいと思います。

事務局： 会長、その前に一点だけ、申し訳ございません。先ほどご説明しました景観形成区域図の中で、若干訂正がございます。P18 左下の穂谷川沿岸区域の青色の部分が第二京阪道路をまたいで右側の方まで着色してございまして、こちらについては誤りで、第二京阪道路沿道区域の左側の場所までということになります。

吉川会長： 東側は東部景観区域に入りますか。

事務局： そうです。前回ご審議いただいて、そういった形で定めることといたしました。同様に、P24、図の上に穂谷川沿岸区域が少し飛び出しておりますが、こちらについても削除という形で、お願いいたします。

吉川会長： それでは、資料3についてご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

下村副会長： 資料3の取り扱いといいますか、これの位置づけはどうなっているのかというのをお聞かせいただきたいのですが。条例の内容の抜粋版とみて良いのですか。

事務局： パブリックコメントをする際に、市のホームページでこちらの資料をお示ししたいと思っております。景観計画(素案)と、景観条例(素案)の概要という形で、それぞれ密接な関係がございますので、冊子としては1枚にまとめました。そして、こちらのP2の部分が景観計画素案の概要でございますので、こちらから先ほどの資料2の枚方市景観計画(素案)に読み進めるような工夫をしたいと思います。条例の概要につきましては、P3以降を読み進めていただくことで、条例そのものではないのですけれども、概要という形で示していきたいと思います。

下村副会長： 中身は一緒ですね。それで、パブリックコメントが終わった後、この冊子は残るのでしょうか。

事務局： 基本的に条例文そのものができますので、この冊子を残すことはございません。

下村副会長： 無くなるのですね。今分かりやすく説明するための、今一時の資料ということですね。

事務局： はい。

吉川会長： すなわち、この資料3も中間答申ということになるのですか。

事務局： それについては、こちらの資料2が中間答申ということになります。

吉川会長： パブリックコメントは、こちらの資料2でやることになるのですね。

事務局： そうです。それにこの資料3を付けて出すということになります。

下村副会長： それに関して少しよろしいでしょうか。中身で、先ほど吉川先生が話されていたところ、例えばP12の一番下の「主旨」と書いてあるところで、(15)(16)の項目についての下の行に景観協定と景観づくり協定とありますが、これは、要綱のときの言葉でしょうか。「景観づくり協定」というのは。

事務局： はい。要綱には「景観形成協定」となっています。実は今回、区域区分の中で、景観重点区域、そして景観形成区域（道路、河川等）といった区域分けで名称を決めたところ、同じような名前の協定名を入れると分かりにくいというお話がありまして、中身としては要綱の中の景観形成協定に定めた内容を少し変更したような内容になっております。

下村副会長： どちらですか。「景観づくり協定」ですか。

事務局： はい。法定の景観協定は、地権者の100%の同意ということで、法の中では定めております。

下村副会長： 別途、両方とも動かしていくということですか。

事務局： そうです。それで、景観づくり協定の方は、地権者の過半の同意ということになります。

下村副会長： これは条例に基づく話ですけれども、この景観づくり協定というのは、根拠法はどこになるのでしょうか。

事務局： 条例でございます。法の中にはございませんので、条例の中で位置づけていくというものです。

下村副会長： 法ではなくて条例の中で位置づけていくということですね。これは景観計画の中には書いていないですけど、良いのですか。

事務局： 景観計画の中には書かれていなくても、整合はとれるものでございます。

下村副会長： 同じことですが、P9、P10の辺りで、歴史景観保全地区というのは、景観計画の中で今まで出てこなかった文言が、条例で今後指定できるというふうに書いていくわけですね。

事務局： はい。こちらについても、要綱の中で、枚方宿地区の中で特に市、あるいは国等の支援をいただいて景観形成を図ってきた、その内容を条例の中で位置づけるという主旨です。

下村副会長： これも景観計画の中に書いていなくて良いのですね。

事務局： そうです。

下村副会長： 景観計画では、歴史的なゾーンとかの位置づけはあるのですが、こういう地区指定をやるという話を書いていない。もうこれで景観計画としては一応完成していて、先ほども中間答申されたので問題ないと思っているのですが、景観計画より条例の方に大きな位置づけが書いてあるなど感じます。歴史的景観保全地区ということも指定でき、景観づくり協定もつくれると条例の中に書いているのですが、基本計画の中にも景観計画の中にもこういう文言が触れられていないことに違和感があります。

事務局： 基本計画の中には、ややそういったニュアンスの表現も、5章あたりで少しさせていただいております。

下村副会長： ああ、ありましたか。なるほど。すみません。少しだけ違和感があったものですから。

事務局： そうですね。景観計画が本市の場合、特に法に基づく規制等を中心として記載しております。独自条例の部分については、規制というよりも地域の活動を支援していく、法定外の内容を記載しております。

下村副会長： 法と条例でダブルで景観計画を進めていくということは、色々なところでやっておりますので問題ないとは思いますが、景観計画で触れておかなくても大丈夫なのかなと思いました。位置づけは分かりました。

吉川会長： 今回の下村先生の主旨は、景観計画の方には「歴史的景観保全地区」という用語が全然出てこないということですね。

下村副会長： 今回の基本計画から景観計画に至るまでの中では初めての文言で、以前の要綱でやられていた枚方宿等の地域指定のところを考えたときに、この景観計画の中では枚方宿は重点区域の中に位置づけていて、それと、また条例でダブルで被せていくということになるのですか。

事務局： いえ、まず組み立てなのですけれども、基本計画の5章のところで、枚方市独自の景観条例、或いは景観形成の制度を定めます、という形でうたっております。その中の例として、自主的な協定も含むとしています。そして、最後の方に、住民の合意による景観協定だけではなく、景観づくりの自主的な協定等の締結を促進するという形で、市の姿勢を出しております。また更に、そうしたことを市民や事業者の方が推進する活動に対しても支援等をしていくという記載を、基本計画の中で記載しております。

下村副会長： 基本計画の中でやられているんですね。

事務局： はい。自主条例の中で、そういったことの具体化を、今回、要綱で取り組んできた内容を継続するという形で条例の中に組み込み、通常、法で条例委任されているもの、いわゆる法委任の部分の条例の事項と、自主的に各地域で定める自主条例の部分とを組み合わせ、という形で示しております。

下村副会長： はい、そういう所もあるので問題ないとは思いますが、地域で言うと被ってくるのですか。枚方宿というのは、重点地区という法的な指定区域と、条例による歴史的景観保全地区の指定とが、同じところに被ってくるのでしょうか。

事務局： はい、そうです。現在も府条例に基づく景観計画と、市の要綱の両方がかかっているということになります。また、そういう地区指定と併せ、地域の方の協定も含めると更に三重にかかっているということになります。

多田委員： 市民の方からすると、下村先生がおっしゃるように、景観計画の内容は

法律、条例は条例と法律ということで分けると、確かに分かりにくいと思います。他の市町村で、景観計画の中に景観条例のことまで、法律に基づかないことまで入れているところは沢山あるので、市のスタンスとして、景観計画は法律に基づくものである、条例は独自条例も含めて入れるのだ、ということであれば、先ほど、この冊子は将来なくなるとおっしゃっていたのですが、市民の方が分かりやすいように、景観計画の内容と景観条例の内容の関係がわかるようなものが将来的に残っていたほうが良いと思います。景観計画は法律、景観条例は独自のもの、ということで法律的には問題ないのですけれど、これは残された方が良いのかなという気がします。

吉川会長： 今まで要綱でやってきたことの継続性ということと、今回新たに法定で景観計画を定めるということと、これで調整を図ることになるかと思いますので、今、多田委員がおっしゃったように、これは付属文書みたいな形で残していく方が良いのかなと思います。景観計画で書かれていないことが条例で定められているということになり、条例との間に乖離が生じることになりますから。

下村副会長： 手厚い手立てを打たれるという意味で、非常に結構かと思うのですけれど、出てくる単語が、根拠が違うのでややこしく、法で使っている言葉と、条例でやるべき所とが、区別しにくく見にくいように思うのです。ぜひ、こういう関係であると分かるものは、将来的に本市としても残しておいた方が良く、私も多田委員のおっしゃる通りだと思います。もう少しだけ丁寧に中身を書かれた方が分かりやすいと思います。皆さんはお分かりでしょうけれども、どちらの言葉かというのを見ていき考えると、ゆくゆくは景観計画より条例に基づくものが、実際の取組みとして動いていくようになるのでしょうか、せつかく景観計画を作っておりますし、合本するというわけではないのですけれど、中間答申は法に基づく今回の内容で問題ないのですよね。ゆくゆく、条例と実施要領の政策とを絡ませていくような中身で、要綱を生かし継続していくという話は、審議会マターにもなってくると思います。今後の条例で今までの要綱は改変しないでそのままいくのか、一部、景観計画と整合させるために触っていくのか、その辺の話もゆくゆくは出てくるような気がします。要綱そのままのならば、それで問題ないとは思いますが。

事務局： 例えば、7月の審議会の際に、歴史的景観建造物の指定という形でご審議いただいたかと思えます。あれは要綱の中で定められた手続きでございます。まだまだ、枚方宿地区には、そういった指定をしていく必要のある

建物もございまして、今後、地権者の方のご理解、ご協力を得ながら進めていく必要があると本市では思っております。そのこともございまして、それを今回、中核市になる折に、条例の中にきちんと位置づけをしていこうというのが一番の主旨でございます。7月のああいって手続きも含めまして、条例の中に書き込みました際には、景観審議会の中で新たな歴史的建造物ということの指定のための手続きを改めてやっていくということにしていきたいと思っております。ただ、経過措置の中で、過去に委員会で指定してきたものについては、継続的に指定されたものとみなす、という形にしていきます。従いまして、やや法律で使われている用語とよく似通った部分が生じるわけでございますけれど、なにぶん、地域の方と合意形成を図ってきた経過からいきますと、この部分の名前をいたずらに変えますと、なかなか地域の方のご理解とも乖離をしていく、ということもございまして、そちらの合意形成の到達点も見ながら、こういった用語を使っているわけでございます。今、委員にご指摘いただいたような、市民の方が見られた際に分かりにくい、という部分につきましては、今後条例が確定していく中で、そういった繋ぎとなるような分かりやすい冊子になるよう工夫して参りたいと思っております。

下 村 副 会 長： その冊子の修正案というのは審議会マターですか。

事 務 局： 最終、法令審査がございまして。

下 村 副 会 長： それは分かるのですが、ガイドラインも含めて、今まで要綱でやられていた景観行政をやっていくときに、そこで出てくる要綱・条例の修正に関する審議というのは、審議会マターですか。

事 務 局： 基本的には、要綱で今書かれていることについては、条例の中にほぼ横滑りの形にさせていただいて、具体的な補助金の支出に関するようなそういったものについては、引き続き要綱の形で残していくというような区分けを予定をしております。その中で、従前と同じような形でやるものについては、この条例中で、審議会の議案事項として位置づけており、冊子のP14のところ、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければいけない事項として列挙しています。ただ、条例等がきちっとした形で定まった折には、従前の要綱と今後残していく要綱の部分は、ご説明させていただかないといけないと思っております。

吉 川 会 長： P11・P12のところの景観協定は法律上規定されていて、今度、景観づくり協定というのは、プラスαとして条例で規定するという話になりま

すから、そうすると、(16)の図が分かりにくいと思います。(13)(14)に対応した図にした方がいいんじゃないかなという気がします。

事務局：(16)の図を説明させていただきますと、上の段が景観協定の法に基づく協定をイメージしておりまして、そちらにつきましては法に基づく認可を受ける場合、下の段が景観づくり協定を締結して市の認定を受ける場合をイメージしております。

吉川会長：これを2つに割って、上段を(13)で、下段を(14)ですよという趣旨にしないと、路線が2つあるように思うわけで、その路線は全然意味が違うわけですよ。1つは、地権者全員が同意をして、法定の協定を結んでいるという話と、そこまでいかないけど緩やかに景観形成を図っていこうというのは少し違うわけで、出来上がってくるものが違うわけですよ。

先ほどの、景観重点区域の中に要綱からくる景観保全地区を指定するという話と同じで、景観協定とは別に景観づくり協定を条例で定めるという話になるわけです。最終的には両方同じ条例なのですが、片方はよりシビアな協定になっているということが分かるように、これを2つに割って表現してもらったらいかなと思います。

事務局：最終めざすべきものが、程度の差はあっても同じようなものをめざしていて、全国的には、景観協定という地権者全員の合意というのは、なかなか事例が少ないということがございます。

吉川会長：ですから、条例でもうちょっと緩やかなものを用意しようということですよ。

事務局：そうです。年を重ねるごとにグレードアップしていただきたいと思っております。そちらの方が成功事例が多いように聞いておりまして、本市としても、法に基づくものだけでなく、そちらを用意することで景観の形成が順次進んでいくかなと思っております。会長のご指摘のご意見については、例えば準備会がひとつあって、右と左に分かれていくというわけではなくてということでしょうか。

吉川会長：準備会がそれぞれで2つあったらいいわけじゃないですか。最終がもちろん分かれてもいいのですけれど、何かそれぞれがくるっとまわってきて最後1つになっているのが妙だなと感じます。片方は協定で片方はづくり協定なのですよ。めざすのは、みんな良い景観を作りたいという同じものを持っているのでいいのですが、書かれている主旨が違うわけです。も

ちろん市の支援というのは両方に行うのですから、ただ、それを分かりやすく2つにしておいていただいた方が良いという気がします。

事務局： すみません、会長。左のP11の(14)のまちづくり協定の下に主旨で書かせていただいているのですが、「住民主体の景観まちづくりを促進するため、法に規定する景観協定」それから「ゆるやかな合意形成により締結が可能となる景観づくり協定」という表現をこの図の中に、景観推進準備会を立ち上げていただいてどちらの方を選ばれるかという形かなと思いますので、2つに分けるとなかなか表現が難しいかなと思います。法に規定する景観協定と条例の規定によるより緩やかな団体という、そのところの説明を入れさせていただくことはできませんでしょうか。2つに分けたら別の形かなという気がします。

吉川会長： でも、景観協定と景観づくり協定と別物であげているので。

木下委員： ちょっとよろしいですか。(13)項目「景観協定」以降なのですが、私は今回、事務局の方に説明していただいて、本当に進めてきて良かったなと思ったのは、条例で今までのようにすべてを規制するのではなくて、「市民との合意を築きながら、市民と共に進めていくという方向を示したい」ということを明確におっしゃって下さったことがこの表れであり、これらの根本的な考え方であると思います。それを基本計画の中に触れておいて、ここで具現化していただいたというふうに私は考えるので、素晴らしい方向に持ってきていただいたなと思うのです。それが(13)以降であろうと思います。そして、今示していただいているように協定・法律に基づくものと条例の中でオリジナルで入れていこうというものがあると思うのですけれど、その中で、今の議論にあるように、(14)の景観づくり協定と(15)の準備会、それから(18)のアドバイザー、(19)審議会、結構たくさん出てきますので、この辺の先ほどおっしゃっていたような会の関係がどういう関係になっていてというのが、どこか一つの図であった方がより分かりやすいのではないかと思います。それも会長がおっしゃっているように、(16)のこの図が分かりにくいと思うのですね。それはなぜかという、真ん中に市長が来てらっしゃるので、市長を中心に回っているように見えるので図がすごく分かりにくい。支援の矢印を双方にしようとするから市長が真ん中に来ていると思うんですが、そうではなくて、いろんな進め方として選択肢がこういうふうにありますと、その中にどの選択肢に対しても市としては支援をしていくんですよと、そして、今説明してくださったようにめざすものは一つで同じなんですよと、ただ、選択肢としてこういうやり方を今回は考えて用意しましたというような見え

方になればより分かりやすいのではないかなと思います。ですから、(13) (14) だけではなくて、(15) (18) (19) がどういう関係にあるのかというのがもし示せれば、より分かりやすいのではないかなと思います。

事務局： まず、イメージのこの図については、左の「景観推進準備会の設立」をもう少し縦長にしまして、上には「法に規定する」、下には「合意形成を目指す場合」という記載を加えて、上の景観協定を締結しという欄に、(13) に書いてありますのでそこに (13)、あるいは下の景観づくり協定のところには (14) という記載をして、景観推進準備会については左側の少し大きくしたところに、読み進めていただけるようなイメージを追加して、改善をしていきたいなというふうに思います。

多田委員： 一点だけ。ここの準備会からくる2つの矢印の表現上の問題ですけど、景観協定と景観づくり協定からくる2つの矢印の意味が違うんだと思うのです。右の「地域の特性に応じた・・・」「景観計画における・・・」というのは、これが目標というか結果というかであるから、枠が違うのかなと。景観準備会、景観協定、景観づくり協定というのは中間であり、これが結果というのが表現できたらなと思います。

あと、もう1つ気になったのが、景観づくり協定から景観協定に移行する可能性はあるんですか。そこまで書くとややこしくなりますか。

事務局： 可能性としてはあるのですが、ややこしくなると思います。

木下委員： (19)の審議会の設置なんですけど、市民の参加ということで大変たくさんの方の工夫をしてくださっているかと思うのですが、できれば、審議会の在り方というのも、今一度新たな視点を入れて考えていただけないかなというふうに思います。13名の方ということで、法律関係の方、色彩の専門の方、屋外広告の関連団体の3名の方を追加したメンバーで構成すると考えていただいているのですが、私は本来、枚方の市民の専門的な知識を持った方の力をもっと入れるという視点を持っていただきたいと思います。それが審議会でなくてどこか別のところかもしれませんが、1つ心配になるのは、屋外広告物の関連ということは看板関連の団体だと思うのですが、その方達は直接規制のかかる団体になるので、入っていただくのもいいかと思うのですが、基本計画の前提のところ都市のデザインをめざすということを表記していただいていたので、もう少し、ものというより景観の心という面に焦点を当てて、感性的にどう感じていくか、それをどう形にしていこうかという視点を持ったデザイン団体・デザインの専門家達を入れていただきたい。どこかから専門の方を引

っ張って来られるのでもいいのですが、できれば、市民の中にもそういう知識や経験を持った方がたくさんいますから、そういう方々をぜひ入れていただきたいと思います。市民の方に関しては、例えば山下委員のように、見識も知識も景観にかける熱意も持っておられる市民の方がいらっしゃるというのは証明されていますから、例えば第一線を退いた方々の中で、そういう知識を持った方、そういう経験を持った方、そういう方をどこかで活かしていただけるような場を、どこになるのかと言えばここで言うと審議会になるのかなと思うのですけれども、是非そういう視点を新たに持っていただいて、どこかに組み入れていただけたらありがたいなと思います。

事務局： そうですね。今、市民の方が全体で2人という形で公募をして選考をさせていただきますので、今頂戴いたしましたご意見を参考にしながら、そういった形の中で選考をしていきたいと考えております。

吉川会長： 先ほど、文言調整という話もさせていただきましたけれど、私の方から図についてもご提案申しあげたこともございます。皆様のご意見を事務局の方と調整をさせていただいて、修正については私自身が納得する形でいたしたいと思いますので。私に一任いただくということで、今回はとりあえず原案どおりで承認することとさせていただきます。

3 閉会

吉川会長： それでは、以上をもちまして、本日の審議は、これで終わらせていただきます。最後に、森都市整備部次長より閉会のご挨拶をお願いします。

森次長： 本日は、多くの案件が重なる中、長時間のご審議ありがとうございました。都市景観基本計画改訂(案)につきましては、昨年10月に諮問させていただいて以降、これまでに8回にも亘るご審議をいただき、このたび「答申」として取りまとめていただきまして、本当にありがとうございました。この後、別室にて、吉川会長、下村副会長には、審議会を代表して市長に直接「答申」して頂くこととなりますが、よろしく願いいたします。また、景観計画(素案)及び景観条例(素案)につきましては、本日いただいたご意見を事務局で調整をし、会長にご確認いただいた上で、12月にパブリックコメントを実施してまいります。

引き続き、タイトなスケジュールではございますが、効率的な運営に努め、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、何かとお力添え下さいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

吉川会長： 本日は、これもちまして、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。